

# ～マイナンバーの取扱業務について～

## 【ポイント】

### 1. 給与所得者（従業員等）の手続き

①給与所得者は、平成28年1月以降に提出する扶養控除等申告書から、給与所得者本人の個人番号を記載します。

※給与の支払者は、平成28年分の扶養控除等申告書の提出を平成27年中に受ける場合であっても、給与所得者に対し、当該申告書に個人番号の記載をするよう求めても差し支えありません。

②給与所得者本人の個人番号以外に、控除対象配偶者や扶養親族についても、個人番号の記載が必要です。

### 2. 給与の支払者（雇用主）の手続き

①給与の支払者は、扶養控除等申告書の提出を受ける際に、次のいずれかの書類により、番号法に定める本人確認を行う必要があります。

- ・給与所得者本人の個人番号カード
- ・給与所得者本人の通知カード及び免許証などの写真付身分証明書

※給与所得者の本人確認は給与の支払者が行う必要がありますが、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は給与所得者が行うこととなります。

②給与の支払者は、平成28年1月以降に提出を受ける扶養控除等申告書から、給与の支払者の個人番号を記載します。